

## 5 職員の分限及び懲戒処分状況

### (1) 職員の分限の件数（令和2年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

(単位:件)

区分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	119	0	1	120
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	118	0	0	118
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	1	1
刑事事件に関し起訴された場合	1	0	0	1
教員	102	0	0	102
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	101	0	0	101
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	1	0	0	1
警察官	20	0	0	20
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	20	0	0	20
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
計	241	0	1	242
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	239	0	0	239
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	1	1
刑事事件に関し起訴された場合	2	0	0	2

(注) 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

### (2) 職員の懲戒等の件数（令和2年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

(単位:件)

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	3	3	1	0	7	39
法令に違反した場合	1	2	1	0	4	29
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2	1	0	0	3	5
教員	1	0	2	3	6	100
法令に違反した場合	1	0	2	3	6	5
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	45
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	50
警察官	0	0	0	0	0	17
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	14
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0
計	4	3	3	3	13	156
法令に違反した場合	2	2	3	3	10	48
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	53
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2	1	0	0	3	55

## 6 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況

### (1) 営利企業等の従事許可の件数（令和2年度）

地方公務員は、地方公務員法第38条第1項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができます。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教員	警察官	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合（業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等）	5	0	0	5
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業等）	15		6	21
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（自治会役員、部活動指導員、大学の非常勤講師等）	348	24	0	372
計	368	24	6	398

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数 (令和2年度)

(単位:件)

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	2	2
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	3	0	11	14
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	0	0	0	0
計	3	0	13	16

7 職員の退職管理の状況

(1) 令和3年4月1日における職員の退職管理に関する制度の概要

【知事部局等】

区 分	内 容
再就職の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のうち利害関係企業等（職員の職務に利害関係のある営利企業等）に再就職しようとする場合、退職後2年を経過しない者が営利企業等（国、地方公共団体等を除く全ての法人）に再就職した場合は、知事（任命権者）への届出が必要</li> <li>・当該届出のあった職員のうち、退職時に管理職（課長級以上、県立学校にあっては教頭以上又は事務長若しくは船長）であった者については過去1年間の再就職の状況を公表</li> </ul>
働きかけの禁止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職により営利企業等に在職している者からの現職職員に対する働きかけの禁止</li> <li>・職員による利害関係企業等に対する求職活動の規制</li> <li>・職員による営利企業等に対する再就職のあっせんの規制</li> <li>・再就職者等からの要求等による職務上不正な行為の要求又は依頼の規制 （再就職者からの要求等を理由とする職務上の不正行為の禁止、職員が職務上の不正行為をすること又は他の職員に不正行為を要求することの見返りとして自分又は他の職員の元職員等の営利企業等に対する再就職の要求等の禁止、当該要求等を受けた職員による職務上の不正行為の禁止）</li> </ul>

【警察本部】

区 分	内 容
再就職の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のうち利害関係企業等（職員の職務に利害関係のある営利企業等）に再就職しようとする場合、退職後2年を経過しない者が営利企業等（国、地方公共団体等を除く全ての法人）に再就職した場合は、警察本部長への届出が必要</li> <li>・当該届出のあった職員のうち、退職時に管理職（警視及び管理職手当を受給する一般職員）であった者については過去2年間の再就職の状況を公表</li> </ul>
働きかけの禁止等	知事部局等と同じ

(2) 退職後2年間に再就職した職員（県の退職管理制度に基づき各任命権者に届出のあった者に限る。）の状況

(単位:人)

区 分		(A) 令和3年6月1日現在で届出のあった者(a+b+c)				(B) A欄のうち再就職先			
		(a) R3年度退職者	(b) R2年度退職者	(R2年度退職者総数)	(c) R1年度以前退職者	民間企業等	地方公共団体	公共的団体等	
知事部局	総数	83	0	73	(137)	10	27	33	23
	うち管理職	48	0	43	(75)	5	14	15	19
企業局	総数	2	0	0	(1)	2	1	0	1
	うち管理職	2	0	0	(0)	2	1	0	1
病院局	総数	26	0	26	(96)	0	0	5	21
	うち管理職	0	0	0	(7)	0	0	0	0
教育委	総数	0	0	0	(104)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(26)	0	0	0	0
県警本部	総数	29	0	29	(50)	0	6	15	8
	うち管理職	10	0	10	(10)	0	5	2	3
県議会	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
監査委員	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
人事委	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
選管	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
海区	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0

- (注) 1 失職、分限免職及び懲戒免職及び国、他の地方公共団体等との人事交流により退職した職員の状況並びに既に公表済みの職員の状況については、集計から除きます。  
 2 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び地方公共団体以外の法人です。  
 3 「管理職」とは、退職時に課長級以上（県警本部の場合は警視及び管理職手当を受給する一般職員）の職にあった職員です。  
 4 「令和2年度退職者総数」欄の（ ）については、参考として令和2年度に退職した者の総数を記載しています。  
 5 県費負担教職員の退職管理は市町村教育委員会が実施しているため、上記数値には含まれません。

## 8 職員の研修の状況

### 職員の研修に関する計画の概要及び実施状況

区分	研修の種類	具体的な取組(令和3年4月1日現在)	実施状況(令和2年度)	
			参加者	修了者
職員人材開発センター (一般行政職員対象)	基礎研修	職位ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした研修(新規採用職員研修、若手職員研修、中堅職員研修、新任係長・課長補佐・課長級研修、昇任前ステップアップ研修等)	1,514人	1,179人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修(課題解決・政策形成能力、コミュニケーション能力、人材育成・人事管理能力、マネジメント能力、業務の専門性、法務能力、特定課題の各分野に関する研修)	1,101人	896人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修(語学講座、手話講座、通信教育等)	58人	36人
教育センター (教職員対象)	基本研修	育成指標を踏まえて策定した研修体系に基づき、教職員のキャリアステージに応じて、職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修【初任者研修、新規採用教員研修、教職経験者研修(2年目研修・3年目研修・6年目研修・中堅教諭等資質向上研修・16年目研修)】	839人	814人
	職務研修	職務に応じて必要となる専門知識・技術等の修得を図る研修【管理職等を対象とした学校経営研修、新任生徒指導担当・新任保健体育主事等を対象とした主任・主事研修、養護教諭・司書教諭等を対象とした職務に応じた研修等】	1,849人	1,849人
	専門研修	教育課題や教科等の専門的知識・技能の向上を図る研修(希望受講)【幼児教育、教科指導等、各種教育課題等に関する研修】及び市町村教育委員会の推薦を受けた者を対象に、専門的知識を基盤とした実践的指導力の向上を図ることを目的とした研修【学力向上対策ゼミナール(小学校算数)】	1,514人	1,514人
	学校訪問型研修	指導主事等を派遣して、県内の学校等が行う自主的・主体的な研修活動を支援する取組【ICT活用教育】	1,950人	1,950人
警察学校 (警察職員対象)	初任科、各級任用科等	新たに採用した警察官、各階級昇任者等に対し、その職務執行に必要な知識、能力等を修得させる。	75人	75人
	専科	特定の分野に関する専門的な知識、技能を修得させる。	279人	279人

## 9 職員の健康管理に関する福祉の状況

### 職員の健康診断の状況(令和2年度)

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,566人	4,565人	2,707人	2,688人	1,438人	1,438人
特定業務従事者健康診断	3,595人	3,593人	29人	29人	349人	349人

## 10 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況

(前年度における勤務条件に関する措置の要求に関し人事委員会が行った勧告への対応状況)

該当なし